

231 私立法律学校特別監督条規による優等卒業生試験及第者

判事登用試験施行の件に付通知

〔明治二十年十一月十六日〕

(欄外注記1)
貴学監督ノ私立法律学校卒業生徒及第者判事登用試験之義ニ関シテハ昨日御面話有之候旨ニ抛リ本日別紙之通当大臣ヨリ司法大臣へ回答相成候条此段為念及御通知候也

明治廿年十一月十六日

文部省専門学務局長 濱尾 新 印

帝国大学総長 渡邊洪基殿

(欄外注記3)
十一月九日附ヲ以テ帝国大学ノ監督ヲ受クル私立法律学校卒業生徒及第者判事登庸試験之義ニ関シ御照会之旨了承右者帝国大学ニ於テ不日及第証書授与之節当該学校長ヨリ夫々本人共へ通達為致候様取計可申候此段及御回答候也

明治廿年十一月十六日

文部大臣子爵 森 有禮

司法大臣伯爵 山田顯義殿

(欄外注記1)

「文部省 專三四号 (小野弥一カ) 書記 (五十嵐恭次) 往復課 (花押) 書記」

(欄外注記2)

「(供) 覽 総長 (渡辺洪基) 書記官 (永井久一郎) 法科大学教頭 (柳瀬重) (花押)」

(欄外注記3)
「写」

〔私立法律学校往復及雜書綴込〕明治十九年、